

議会運営委員会会議録

平成25年5月20日(月)

(開会) 9:30

平成25年5月21日(火)

(開会) 6:40

(休憩前)

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 議案の説明・質疑
- 2 議案の付託委員会について
- 3 会期及び会議予定について

(休憩後)

【 内 容 】

- 1 議席の一部変更について
- 2 議会運営委員会委員及び常任委員会委員の選任について

○ 委員長

只今から、議会運営委員会を開会いたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。平成25年第2回臨時会の提出議案について執行部に説明を求めます。

○ 総務課長

お配りしております「議案概要」で、説明させていただきます。議案第49号から第51号までの「専決処分の承認」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めます。

「議案第49号 飯塚市立病院への飯塚市の医師職員の派遣に関する条例」につきましては、公益的法人等への飯塚市職員の派遣等に関する条例の特例を定め、飯塚市立病院へ飯塚市の医師職員を派遣するものでございます。

「議案第50号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」につきましては、地方税法の改正に伴うもので、都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった協定倉庫については固定資産税の課税標準の軽減割合を従前どおり3分の2とする特例措置を定めるものでございます。

「議案第51号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきましても、地方税法の改正に伴うもので、国民健康保険の被保険者であった者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合についての国民健康保険税の軽減判定所得の算定の特例を恒久化し、特定世帯に係る世帯別平等割額を最初の5年間は2分の1を減額する現行措置に加え、その後3年間は4分の1を減額する措置を講じるものでございます。

○ 総務部長

人事議案につきまして、ご説明いたします。議案第52号につきましては、「固定資産評価員」1名の選任について議会の同意を求めますので、本会議最終日に提案させていただきたいと考えております。

報告第7号につきましては、「学校給食費請求事件に係る支払督促申立てに対する異議申立て」の専決処分を本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。

以上、簡単ですが議案の説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。次に、議案の付託委員会について事務局に説明させます。

○ 議会事務局次長

議案の付託委員会について説明いたします。議案書をお願いいたします。

まず、議案第49号及び議案第51号、以上2件は、厚生委員会に、議案第50号は、総務委員会にそれぞれ付託していただいております。

次に人事議案でございます議案第52号につきましては、最終日に上程し、提案理由説明ののち、委員会付託省略を諮っていただき、質疑、討論、採決としていただいております。

最後に、報告事項1件につきましても最終日に報告、質疑としていただいております。以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。議案の付託委員会については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、議案の付託委員会については、そのように決定いたしました。次に、会期及び会議予定について事務局に説明させます。

○ 議会事務局次長

会期及び会議予定について、ご説明いたします。

お手元に配付しております「平成25年第2回 飯塚市議会臨時会会期日程(案)」をご覧ください。まず、会期につきましては、5月20日から5月24日までの5日間を考えております。次に、会議予定につきましては、会期日程(案)のとおりと考えております。

ただし、先の代表者会議におきまして、議長よりその職を辞したい旨の表明がっております。また、副議長より新議長が決定次第、その職を辞したい旨の申し出がっております。

その場合における本会議の議事運営につきまして、ご説明いたします。

議長及び副議長の辞職につきましては、地方自治法第108条の規定により議会の許可が必要でございます。また、本件につきましては、先決事案でございますことから、ただちに審議する必要がございます。

まず、議長辞職に関してでございますが、会期の決定をした後に、「飯塚市議会議長の辞職について」を急施事件と認定したのち議事日程に追加し、辞職の許可を諮っていただきます。なお、この間は、議長は除斥となります。

次に、辞職が許可された場合でございますが、議長が欠員となりますので、ただちに「選挙第1号 飯塚市議会議長の選挙」を議事日程に追加し、議長選挙を行っていただきます。

次に、新しい議長が決定されますと、就任あいさつをお受けします。

その後、「飯塚市議会副議長の辞職について」を急施事件として認定したのち議事日程に追加していただき、辞職の許可を諮っていただきます。なお、当該議事の間、副議長は除斥となります。

次に、辞職が許可された場合でございますが、副議長が欠員となりますので、ただちに、「選挙第2号 飯塚市議会副議長の選挙」を議事日程に追加し、副議長選挙を行っていただきます。

新しい副議長が決定されますと、就任あいさつをお受けします。

その後休憩をとっていただき、休憩中には、代表者会議並びに議会運営委員会を開催していただきまして、正副議長の交代に伴います議席の一部変更などについてご協議をいただき、本会議を再開し、議席の一部変更などを議事日程に追加し、おはかりしていただく。このような運営をしていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、ご審議方よろしくお願いいたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。会期及び会議予定については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、会期及び会議予定についてはそのように決定しました。

暫時休憩いたします。再開は管内放送でお知らせいたします。なお、本日の臨時会は議会人事等が主になりますので、議案に直接関係のない課長等執行部のみなさんは各職場で通常業務を行ってください。

休 憩 (20日) 9 : 39

再 開 (21日) 6 : 37

おはようございます。委員会を再開いたします。

議席の一部変更について、事務局に説明させます。

○ 議会事務局次長

議席につきましては、各会派で協議がなされ、お手元に配布のとおり調整されておりますので、そのとおり決定していただいております。また、本会議での取り扱いでございますが、「議席の一部変更について」を本会議再開後、直ちに日程に追加して、おはかりしていただいておりますので、ご審議方よろしくお願いいたします。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。議席の一部変更については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、議席の一部変更については、そのように決定いたしました。

次に、議会運営委員会委員及び常任委員会委員の選任について、事務局に説明させます。

○ 議会事務局次長

議会運営委員会委員及び常任委員会委員につきましては、お手元に配付いたしておりますとおり、各会派で調整がなされたうえで、届け出られております。

各委員の選任につきましては、飯塚市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長が会議にはかって指名することになっておりますので、本会議において、届け出の議員を議長において指名していただいております。

次に、各委員が決定いたしましたら、本会議を休憩していただき、まず議会運営委員会、引き続き常任委員会の正副委員長の互選を行って頂いております。

以上、ご審議方よろしくお願いいたします

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。おはかりいたします。議会運営委員会委員及び常任委員会委員の選任については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

おはかりいたします。「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件については継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件3件は継続審査とすることに決定いたしました。

(正副委員長退任のあいさつ)

これもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。